

東京都過疎地域持続的発展方針・計画（令和8年度～令和12年度）（素案）の概要

過疎地域の指定状況

昭和45年以来、10年おきに特別措置法として制定しており、直近では令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行

【法の規定】

- 都道府県は、過疎地域持続的発展方針及び計画を定めることができる（第7条及び第9条）
- 市町村は、都道府県が定める方針に基づき過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる（第8条）

【全国の過疎地域の指定状況】（R4.4.1時点）

「人口要件」及び「財政力要件」により指定

都内：7町村

（指定数）	（全市町村数）	（指定割合）
885	1,718	51.5%

檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村

法に基づく主な支援措置

都が策定する方針に基づき、町村は過疎計画を策定することで、主に以下の支援措置が活用可能

< 過疎対策事業債の発行 >

- 充当率100%・元利償還金の70%を交付税措置

< 国庫補助率のかさ上げ >

- 統合に伴う小中学校の整備：1/2 ⇒ 5.5/10 等

今回の策定のポイント

- 過疎法（令和3年度から10年間の時限立法）に基づき策定した都の方針・計画（前期分）は、令和7年度が最終年度のため後期分を新たに策定
- 「2050東京戦略」などをはじめ、各局の計画等と整合を図り、都の方針・計画を明示し、地域の実情を踏まえた対策を実施

スケジュール

都	9月 方針・計画の素案を公表 ➤ パブリックコメント・議会報告 ➤ 10月 国協議 ➤ 12月 策定・公表
町村	令和7年度中に、都の方針に基づき町村計画を策定予定（町村議会の議決が必要）

東京都過疎地域持続的発展計画（素案）の主な事業

（１）移住・定住及び地域間交流の促進並びに人材の確保・育成

- ・移住・定住促進市町村支援事業
移住イベント出展経費補助、移住体験事業補助
 - ・多摩・島しょ移住定住発信事業
 - ・島しょ山村地域における暮らし体験・空き家見学ツアー
- 等

（２）産業の振興

- ・島しょの「魅力再発見」と「ブランド化」に向けた取組
 - ・多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業
 - ・山村・離島振興施設整備事業
- 等

（３）交通・通信体系の整備及び情報化の推進

- ・都道、港湾施設、空港施設の整備
 - ・島しょ地域の衛星通信による情報通信基盤の冗長化対策
 - ・デジタル人材の確保・育成に係る支援
 - ・業務のデジタル化支援事業
プロジェクト型伴走サポート、共同調達の実施
- 等

（４）生活環境の整備

- ・水道、下水道及び浄化槽の整備に関する支援
 - ・区市町村公営住宅整備事業補助
 - ・空き家利活用等区市町村支援事業
- 等

（５）高齢者・児童等の福祉の向上及び増進

- ・介護サービス基盤の整備
 - ・子供家庭支援区市町村包括補助事業
- 等

（６）保健・医療の確保

- ・へき地専門医療確保事業
 - ・へき地勤務医師等確保事業
- 等

（７）教育の振興

- ・へき地・小規模校の教育水準及び教育効果の向上
 - ・島しょ地域における教育DX推進
 - ・島外生徒受入事業
- 等

（８）集落の整備

- ・移住・定住促進市町村支援事業（地域交流・活動サポート事業）
 - ・地域コミュニティ活性化事業
- 等

（９）地域文化の振興

- ・島しょ芸術文化振興事業
- 等

（10）再生可能エネルギーの利用推進

- ・浮体式洋上風力発電導入推進事業
 - ・地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業
 - ・区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業
- 等